

# 学校給食における 食物アレルギー対応の手引き

(概要版)



平成 20 年 8 月  
平成 26 年 9 月改訂  
札幌市教育委員会

## はじめに

全国的な傾向として、食物アレルギーをもつ児童生徒は年々増加する傾向にあり、札幌市においても同様の傾向が見られます。

食物アレルギーの症状としては、皮膚のかゆみ、じんま疹、湿疹などが多くみられますが、時には呼吸困難や血圧低下などのショック症状を呈し、死に至る可能性もある重篤な反応もあります。

この様なことから、このたび札幌市の学校給食における食物アレルギー対応について、統一した手順や基準を定めるとともに、給食に限らず日常の教育活動においても、学校全体として食物アレルギーをもつ児童生徒へ適切に対応する趣旨で、「学校給食における食物アレルギー対応の手引き」（以下「手引き」とする。）を作成しました。

食物アレルギーに的確に対応するためには、学校、保護者、主治医や学校医等の食物アレルギーに関わる関係者全てが情報を共有し、共通理解のもと、連携することが大切です。

以下に記載の概要で食物アレルギー対応の全体を把握した上で、是非「手引き」をお読みいただき、有効に活用していただくようお願いいたします。

### 第1章 食物アレルギーとは

～食物アレルギーとはどんなものか、基礎的な知識について～

手引き P.1～4

食物アレルギーとは、原因となる食物を摂取した後に免疫反応によって体に不利益な症状が引き起こされる現象のことです。皮膚・粘膜症状、消化器症状、呼吸器症状やアナフィラキシーなどの全身症状がおこります。

アナフィラキシーとは・・・アレルギー反応により、じんましんなどの皮膚症状、腹痛や嘔吐などの消化器症状、ゼーゼーする呼吸、呼吸困難などの呼吸器症状が複数同時にかつ急激に出現した症状を言います。

### 第2章 学校における食物アレルギー対応

～食物アレルギーの把握から対応までの流れと関係者の役割について～

手引き P.5～16

#### ○ 校内体制整備

学校で食物アレルギーの対応に取り組むためには、まず校内での体制づくりが前提になります。現状の人員（教職員）や施設設備（給食施設）の中で、どのような対応ができるのかを教職員全員が十分理解した上で、校内体制を整備することが必要です。

#### ○ 「食物アレルギー対応委員会」の設置

学校給食における食物アレルギー対応については、校内に設置する「食物アレルギー対応委員会」で対象となる児童生徒の個別の対応内容を検討し決定します。

#### ○ 関係者の役割

学校では、食物アレルギー対応が必要な児童生徒のため、得られた情報により、校長の指導のもと、それぞれの職務に応じて、学校が一丸となり関係教職員全員で対応を進めます。

教職員をはじめ関係者の役割を、**実態把握** **情報共有** **対応** **連携** のキーワードで整理し、明確にします。

【⇒具体的な役割は「手引き」P.7～8のとおり】

## ○ 実態把握の徹底

学校における食物アレルギー対応でまず必要なことは、食物アレルギーをもつ児童生徒個々の症状、程度等の情報を収集し、実態を把握することです。

保護者や医師(主治医)等からの正確な情報の把握に努め、その後把握した情報をもとに、学校長が適切な対応を決定します。

小学校入学の場合は、就学時健康診断(11~12月)、一日入学(2月)、入学受付(4月1日)等の機会を通して、就学前の状況を把握します。また、転入生にあつては、転出した学校との的確な申し送りを行います。

## ○ 情報共有

保護者とは定期的に、あるいは必要に応じて、給食食材の詳細を情報提供するとともに、随時児童生徒の食物アレルギーの状態の経過を面談にて確認しあいます。

また、関係教職員が緊密に連携を図るとともに、適宜適切に記録化し、学年が進んでも確実に申し送りを行います。

主治医や学校医等と、密接に連絡を取り合い、専門家のアドバイスを受けるとともに、平常時から、近隣の医療機関や保健センター、消防署などの関係機関とも連携を図り、緊急時に備えます。

## 第3章 学校給食での対応

~学校給食での具体的な対応と、学級における対応について~

手引きP.17~26

## ○ 本市の学校給食における食物アレルギー対応の考え方

- ・ 学校給食に関連することについては、即時型食物アレルギーを中心に考える
- ・ アレルギーの判断を行う場合には、医師の診断を基に行う

## ○ 食物アレルギー対応食等の種類

学校給食で食物アレルギーに対応する方法として、弁当持参(毎日または献立内容による)や、状況に応じて自分で除去する方法や、可能な範囲でのアレルギー対応食(除去食や代替食)を提供する方法があります。



いずれの場合も、原因食品除去によって不足する栄養素を家庭の食事で補う必要があることを保護者に理解してもらうことが必要です。

【⇒除去食・代替食は別紙「除去食・代替食対象献立一覧表」のとおり】

## 第4章 食物アレルギー発症への対応

～日常対応と発症時・緊急時の対応について～

手引き P. 27～31

### ○ 防止のための日常対応

未然防止のためには、日常からの配慮、対応に心がけることが必要です。

- ・ 最寄りの消防署、学校医または医師への連絡・協力体制を整える
- ・ 発達段階に応じ、食物アレルギーの理解等、本人の自己管理能力の育成に努める
- ・ まわりの児童生徒の食物アレルギーに対する正しい理解、啓発に努める
- ・ 養護教諭は、食物アレルギー治療薬（常備薬・携帯薬）の取扱いに配慮する
- ・ 学校給食以外の、校外学習等の教育活動における食物摂取についても十分に配慮する
- ・ 保護者は、本人に食物アレルギーであることを理解させる

### ○ 発症時の対応

発症を確認した時の対応として、食物アレルギー反応には段階があるため、それぞれの基本的な症状と対処法を知ることが必要です。

主な対応は以下のとおりです。

【⇒食物アレルギー反応の基本的な対応は手引き P. 28, 29 のとおり】

#### 初期対応

- ・ 食べたものを口から出して口をすすぐ
- ・ 皮膚についた場合は、洗い流す
- ・ 大量摂取の場合は、異物が誤って気管に入ることを無いうように注意して吐かせる
- ・ 目を離さず経過観察し、急変には注意する
- ・ 保護者へ連絡し状況を説明するとともに、状況に応じて来校を依頼する

#### 緊急時対応

緊急時には、エピペンの使用や医療機関などへの搬送など、「症状チェックシート」及び「学校での役割分担」に従った迅速な対応が必要です。

【⇒症状チェックシートは手引き P. 30、学校での役割分担は手引き P. 31 のとおり】

「学校給食における食物アレルギー対応の手引き」は札幌市教育委員会ホームページからダウンロードできます。

アドレス・・・<http://www.city.sapporo.jp/kyoiku/top/kyushoku/allergie/allergie.html>

給食に関する情報

札幌市教育委員会生涯学習部保健給食課 栄養指導担当

電話：211-3833



さっぽろ市  
02-S00-08-672  
20-2-96